

理由書

本理由書は、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、行田都市計画地区計画の変更（行田市：長野地区）について理由を示したものです。

I. 行田都市計画区域における位置等

行田都市計画区域に含まれる土地の区域は、行田市の行政区域の全域です。

【行田市：長野地区】

本地区は、行田市の中央に位置し、秩父鉄道東行田駅の南東約1.5kmの市街地にあります。

II. 変更の理由

【行田市：長野地区】

本地区は、土地区画整理事業による基盤整備が行われた地区であり、これに併せ、建築物の適切な誘導を進め、土地区画整理事業の効果の維持を図りつつ、周辺環境に配慮した良好な工業地環境を創出することを目的に地区計画が定められました。

平成27年法律第45号「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」による建築基準法の改正に伴い、法の規定を引用する本地区地区計画の地区整備計画について修正を行う必要が生じたため、変更を行うものです。

また、平成29年法律第26号「都市緑地法等の一部を改正する法律」による建築基準法の改正に伴い、法の規定を引用する本地区地区計画の地区整備計画について修正を行う必要が生じたため、変更を行うものです。

III. 変更内容

【行田市：長野地区】

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び建築基準法の改正後も工業地等について環境への影響に配慮し、建築物の適切かつきめ細かな誘導を図り、土地利用において計画的に良好な環境を創出するため、本地区地区計画の地区整備計画の建築物等に関する事項の内、B地区及びE地区の建築物等の用途の制限を変更するものです。

また、建築基準法の改正に伴い、本地区地区計画の地区整備計画の建築物等に関する事項の内、建築物等の用途の制限における条項との整合を図るため、B地区及びE地区の建築物等の用途の制限を変更するものです。

IV. 関連する都市計画

特になし